R05-49　農業経営基盤強化促進法の解説　３訂　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 項　　目 | 改訂概要 |
|  | はじめに  ・令和４年改正の趣旨及び改正内容等を追加し、書きぶりを充実 | |
| **第　１　編　　農業経営基盤強化促進法の逐条解説** | | |
| 6 | 第１章　総則（第１条～第４条） | ・第４条（定義）で、「三　農業経営基盤強化促進事業」の内容を変更（利用権設定等促進事業→農地中間管理事業等の実施による利用権設定等）、また、「四　地域計画」「五　農地中間管理事業」「八　地域計画推進事業」の項目及び解説を追加 |
| 22  33  44  65  97  98  108  121 | 第２章　農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等（第５条～第１１条の１２）  第１節　農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第５条・第６条）  第２節　農地中間管理機構の事業の特例等（第７条～第１１条の１０）  第３節　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備（第１１条の１１・第１１条の１２／新設） | ・第５条（農業経営基盤強化促進基本方針）の解説に「農業を担う者の確保・育成を図る体制の整備、その他の支援」「農用地の効率的かつ総合的な利用目標」等を追加  ・第６条（農業経営基盤強化促進基本構想）の解説に「農業を担う者の確保・育成に関する事項」を追加、農業経営基盤強化促進事業に関する事項を変更（利用権設定等促進事業等→協議の場の設置方法、地域計画区域の基準等」等  ・第７条（農地中間管理機の事業の特例）の項目及び解説を追加（８事業規程の承認、５信託法の特例、６農用地用利集積等促進計画に係る特例業事の取扱い、７支援法人、８特例事業と他の事業との調整）、「特例事業実施要領」（処理基準別添１）を更新  ・第８条（事業規程）の「二　国への報告（基本要綱第９の９）」の項目及び解説を追加、「特例事業規程例」を更新  ・第１０条（承認の取消し）で、地方農政局長への報告に関する解説を追加  ・第１１条（農地中間管理事業の推進に関する法律の適用）で、読み替えて適用する令和４年改正箇所の解説を追加  （新　設）  ・第１１条の１１（農業経営・就農支援センター）の条文及び解説、運用規定の記載例（参考様式第２－１号）を追加  （新　設）  ・第１１条の１２（農業を担う者の確保及び育成を図るための国等の援助）の条文及び解説、農業経営・就農支援センターの業務に係る個人情報の取扱いの記載例（参考様式第２－２号）を追加 |
| 125  155  159  160  －  188 | 第３章　農業経営改善計画及び青年等就農計画等（第１２条～第１６条）  第１節　農業経営改善計画（第１２条～第１４条の３）  第２節　青年等就農計画（第１４条の４～第１５条）  第３節　認定農業者等への利用権の設定等の促進（第１６条） | ・第１２条（農業経営改善計画の認定等）の解説に「農業用施設の整備に関する事項」「（農地転用許可が必要なもの）の都道府県知事との協議・同意」等を追加  ・第１３条の２（数市町村にわたる事項の処理等）の解説に「農業用施設の整備に関する事項」が含まれる場合の農地転用手続き等を追加  （新　設）  ・第１３条の３（株式会社日本政策金融公庫法の特例）の条文及び解説（資本性劣後ローンによる据置期間の範囲の延長の特例）を追加  （新　設）  ・第１４条（農地法の特例）の条文及び解説（農業用施設の整備に関する事項が含まれる場合の農地転用手続き等）を追加  ・前版第１４の１１（青年農業者等育成センター）、第１４条の１２（国等の援助等）を削除  ・前版第１６条（認定農業者等や農用地の所有者からの申出を受け、農用地利用集積計画作成の前段階で土地利用調整を行う仕組み）及び第１６条（農用地の所有者から売渡しの申出があった場合の農地中間管理機構による買入協議）を統合し、第１６条（地域計画区域内の場合は申出及び地域計画の内容を勘案して土地利用調整）へと更新 |
| 191  192  202  212  217  219  224  227  229  232  －  234  247  249  250 | 第４章　農業経営基盤強化促進事業の実施等（第１７条～第２８条）  　　第２節　利用権の設定等の促進（第１８条～第２２条の８）  　　第３節　農用地利用改善事業の実施の促進（第２３条～第２６条）  　　第４節　委託を受けて行う農作業の実施の促進（第２６条の２～第２８条） | ・従来の「農用地利用集積計画の作成・公告」に代わり設けられた「地域計画推進事業」（基本要綱第２、第１１で規定）の趣旨を解説  （新　設）  ・第１８条（農業者等による協議の場の設置等）の条文及び解説（協議の場の設置、協議の進め方）、基本要綱別紙８（活用資料、協議事項）等を追加  （新　設）  ・第１９条（地域農業経営基盤強化促進計画）の条文及び解説（地域計画の作成・変更、作成・変更時の意見聴取、公告、個人情報の取扱い）、基本要綱別紙９（目標地図の考え方）等を追加  （新　設）  ・第２０条（計画の素案の提出等の協力）の条文及び解説（農業委員会による提出等の協力、目標地図の素案作成、関係機関の協力）、基本要綱別紙９（目標地図の作成手順、考え方）等を追加  （新　設）  ・第２１条（農業委員会による利用権の設定等の促進等）の条文及び解説（農業委員会による利用権の設定等の促進、所有者等による農地中間管理機構に対する利用権の設定等）を追加  （新　設）  ・第２２条の条文及び解説（所有者等からのあっせんの申出、買入協議）、基本要綱別紙１０（農地中間管理機構による農用地の買入協議）を追加  （新　設）  ・第２２条の２（利用権の設定等に関する協議の勧告）の条文及び解説（市町村による協議の勧告）を追加  （新　設）  ・第２２条の３（地域農業経営基盤強化促進計画に係る提案）、第２２条の４（地域農業経営基盤強化促進計画の特例に係る区域における利用権の設定等の制限）の条文及び解説（地域計画の特例）を追加  （新　設）  ・第２２条の５（地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定）の条文及び解説（農用地利用集積等促進計画の上位計画としての地域計画、地域計画の達成に資するか否かの判断）を追加  （新　設）  ・第２２条の６（土地改良法の特例）の条文及び解説（農地中間管理機構関連農地整備事業に農業経営等の委託を受けている農用地を追加、農地所有者等への同意の徴収）、基本要綱別紙第１１の１３（農地中間管理権の期間、特別徴収金の考え方）を追加  （新　設）  ・第２２条の７（農業振興地域の整備に関する法律の特例）、第２２条の８の条文及び解説（農用地区域として定めるべき旨の要請、農用地区域からの除外制限等）を追加  ・前版第２３条の２（農用地利用規程の特例）の条文及び解説を削除  ・第２３条（農用地利用規程）の解説（地域計画区域内にある時は地域計画の達成に資するよう定める、特定農用地利用規程には農地中間管理事業の利用に関する事項の追加、特定農用地利用規程の認定に伴うメリット）を追加  （新　設）  ・第２６条の２（委託を受けて行う農作業の実施の促進に係る協議）の条文及び解説（市町村による農作業受委託の実施の促進）を追加  （新　設）  ・第２７条（農業協同組合が行う農作業の委託のあっせん等）の条文及び解説（農業協同組合が自ら委託を受けて農作業を実施等）を追加  （新　設）  ・第２８条（国及び地方公共団体の援助）の条文及び解説（農作業受委託の実施促進に係る国及び地方公共団体の援助）を追加 |
| －  261 | 第５章　雑則（第２９条～第３４条） | ・前版第２８条（農業協同組合法の特例）を削除  ・第３４条（事務の区分）の解説を「都道府県が処理する事務」「指定市町村が処理する事務」に区分して記載 |
| 275 | 第７章　附則 | （新　設）  ・令和４年改正の附則（農業経営基盤強化促進基本方針及び基本構想に関する経過措置、農用地の利用関係の調整等に関する経過措置、地域農業経営基盤強化促進計画等に関する経過措置、農用地利用集積計画に関する経過措置等）を追加 |
| **第　２　編　　農業経営基盤強化促進法の制定とその後の経緯** | | |
| 338 | 第１１章　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律について（令和４年） | （新　設）  第１１章を追加し、改正法の概要及び国会審議の状況を解説 |
| 349 | 第１２章　農業経営基盤強化促進法の概要 | ・令和４年改正の概要（「農業経営基盤強化促進事業」のうち「地域計画推進事業」を新たに措置等）を追加 |
| **第　３　編　　法　　令** | | |
| 373  －  490  507 | ・〈三段対照式〉農業経営基盤強化促進法令を更新（法律／令和４年５月２７日法律第５６号、政令／令和４年１１月２８日政令第３５６号、施行規則／令和４年３月３１日農林水産省令第２９号、令和４年１１月３０日農林水産省令第６６号）、令和４年改正の附則（農業経営基盤強化促進基本方針及び基本構想に関する経過措置、農用地の利用関係の調整等に関する経過措置、地域農業経営基盤強化促進計画等に関する経過措置、農用地利用集積計画に関する経過措置等）を追加  ・前版「農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令」を削除  ・「農業経営基盤強化促進法第３２条の農林水産大臣が定める基準等を定める件」を令和４年１２月１２日農林水産省告示第１９６６号に更新  ・「農業経営基盤強化促進法施行令附則第２項の農林水産大臣が定める基準等を定める件」を令和４年１２月１２日農林水産省告示第１９６６号に更新、表題を変更（第２項及び第４項→第２項） | |
| **第　４　編　　通　　知**　（巻末より構成） | | |
| 677  643 | ・「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」を令和５年４月１日付け４経営第３２１６号に更新  ・「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」を令和５年３月２８日付け４経営第３２２９号に更新 | |

※）上記の他にも条文・通知・様式の改正等の反映、表記の見直しなどを行っています。